

広島市立学校通学区域審議会規則の一部改正について

このことについて、次のとおり一部改正する。

1 改正の理由

広島市立学校通学区域審議会の委員は、PTA 代表及び学識経験者のほか、市議会議員、市職員及び市教育委員会事務局職員（以下「市議会議員等」という。）のうちからも任命又は委嘱できることとしているが、本市「審議会等の運営等に関する要領」では、特に必要がある場合を除き、市議会議員及び市職員を任命等はしない取扱いとされているため、広島市立学校通学区域審議会においても、現在、市議会議員等を任命等はしていないところである。

このため、このような取扱いに合わせて市議会議員等の規定を削るとともに、審議会の委員の上限人数について、本市「審議会等の運営等に関する要領」と同様に 20 人に改める改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 審議会の委員に任命又は委嘱する者から、「市職員」、「市教育委員会事務局職員」及び「市議会議員」を削る。
- (2) 審議会の委員の人数を「22 人以内」から「20 人以内」に改める。

3 施行期日

平成 25 年 8 月 1 日

広島市教育委員会規則第 号

平成 2 5 年 月 日

広島市立学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則

広島市立学校通学区域審議会規則（昭和 4 0 年広島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「2 2 人」を「2 0 人」に改める。

第 4 条第 1 項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号を第 2 号とする。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

現 行	改 正
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例(昭和28年広島市条例第35号)第3条の規定に基づき、広島市立学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)の任務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(任 務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小学校及び中学校の通学区域の設定及び改廃に関する事項を調査審議する。</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 審議会は、<u>22人</u>以内の委員をもって組織する。</p> <p>(委 員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) <u>市職員</u></p> <p>(2) <u>市教育委員会事務局職員</u></p> <p>(3) <u>市議会議員</u></p> <p>(4) PTA代表</p> <p>(5) 学識経験者</p> <p>2 委員の任期は、任命又は委嘱された日の属する年度の末日までとする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。</p> <p>(議 事)</p> <p>第7条 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(庶 務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、広島市教育委員会事務局施設課において処理する。</p> <p>(幹事及び書記)</p> <p>第9条 審議会に、幹事及び書記若干名を置く。</p> <p>2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>3 幹事及び書記は、委員長の命を受けて、会務を処理する。</p> <p>第10条 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>(任 務)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 審議会は、<u>20人</u>以内の委員をもって組織する。</p> <p>(委 員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) PTA代表</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>2 委員の任期は、任命又は委嘱された日の属する年度の末日までとする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第6条 (現行に同じ。)</p> <p>(議 事)</p> <p>第7条 (現行に同じ。)</p> <p>(庶 務)</p> <p>第8条 (現行に同じ。)</p> <p>(幹事及び書記)</p> <p>第9条 (現行に同じ。)</p> <p>第10条 (現行に同じ。)</p> <p>(委任規定)</p> <p>第11条 (現行に同じ。)</p>